

介 保 号 外  
令和元年6月7日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「警戒レベル」を用いた避難情報の運用開始について（通知）

平素は、高齢者福祉行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

災害時の避難情報については、これまで「避難勧告」「避難指示」等の用語により発令されておりましたが、平成30年7月豪雨においては、避難情報が発令されていたにもかかわらず避難せず、被災された方が多数おられました。

これを受け、様々な検証が行われた結果、災害時に地域住民や施設管理者等が取るべき行動が直感的にわかるようにするため今年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、この出水期（6月頃）より「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されることとなりました。

貴施設におかれましては、別紙の厚生労働省からの通知およびリーフレット等を参考に、災害時の避難行動が確実にできるよう改めて確認していただくようお願いします。

<参考> 内閣防災ホームページ

- ・ 今回のガイドライン改正に関する資料及びガイドライン本文など

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

介護事業係 0742-27-8532 施設整備係 0742-27-8534
--